



第 292 号



- 全産廃連 第53回関東地域協議会が開催される
- 全産廃連ほか 第13回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
- 新入会員との懇談会 26年度上期入会の新入会員と協会役員との懇談会
- 医療廃棄物勉強会 行政指導等で講義と全員参加型ディスカッション
- 法制度検討委員会 集中会議で第二期テーマの整理・確認と第三期テーマ検討



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

# 有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え係保を除く)  
中間処理業  
産廃エキスパート  
認定番号 2-11-A0012  
認定番号 2-11-C0012

優良産廃処理業者認定制度  
優良認定業者  
ありあけこうぎょう 檢査  
http://www.aknet.co.jp/

**有明興業株式会社**  
ARIAKE KOGYO CO., LTD.  
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919



## リサイクルポート 東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築  
**モーダルシフトでCO2削減**



▲重量トン数1,500tクラスの船舶が接岸可能な当社桟橋



▲接岸中の総トン数499クラスの船舶



▲当社桟橋より汚染土壌を船積作業中の船舶

営業品目

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊の破碎2,040t／日）再生碎石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替を含む）陸上・海上輸送共可能  
保管積替（汚泥、燃え殻、鉱さい）
- 積替え（上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
- 汚染土壤の陸上海上輸送



日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400  
FAX. 03-3790-7401  
〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2  
http://nichiei-sangyo.jp



中間処理業 2-11-C0027  
収集運搬業 2-11-B0022

ISO14001 2004取得

## 目 次

## とうきょうさんぱい

第292号

全国産業廃棄物連合会

### 「第53回関東地域協議会」が開催される

2

[新入会員との懇談会]

### 26年度上期入会の新入会員と協会役員との懇談会を開催

5

### 第13回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

6

[医療廃棄物勉強会]

### 医療廃棄物処理に係る行政指導等で勉強会開く 後半は恒例の全員参加型ディスカッション

8

[法制度検討委員会]

### 集中会議で第二期検討テーマの整理・確認と 第三期テーマについて討議

10

\*\*\*\*\*  
青年部だより 新しい情報交換の場『NEWS5』研修会を開催 12

三重中央開発㈱見学／青年部協議会・第9回全国大会への参加 13

女性部だより 3回目の『e-Lady21のつどい』と釜石見学会を開催 14

委員会報告（中間処理委員会<破碎・圧縮分科会>） 17

講師余談・古代史散歩 18

会員情報 20

協会の主な今後の日程 21

新春講演会・賀詞交歓会開催のご案内 21

よろず相談（法律・高城町最終処分場周辺住民原告適格事件） 22

「ベルマーク回収による東日本大震災への支援活動」ご協力のお願い 27

事務局だより・編集後記 28

表紙の言葉 17

## 全国産業廃棄物連合会

# 「第53回関東地域協議会」が開催される

平成26年11月28日(金)、午後2時から第53回関東地域協議会が開催された。関東地域協議会会长石井邦夫氏(全国産業廃棄物連合会会长、千葉県産業廃棄物协会会长)、公益社団法人全国産業廃棄物連合会(以下「全産廃連」という。)専務理事森谷 賢氏の挨拶の後、来賓の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長角倉一郎氏から挨拶があった。

議事終了後、来賓の角倉課長から「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」と題した講演が行われ、講演後の質疑では、現在業界が抱える課題等について、活発な意見交換がなされ有意義のうちに全ての議事を終了した。



まず、森谷専務理事から全国産業廃棄物連合会法制度対策検討委員会での検討事項について情報提供があった。二つほど紹介する。

一つ目は、産業廃棄物処理業の業法を

含めた振興等検討に関するタスクフォースの状況、具体的には、2030年のグローバルトレンドを見据えた産業廃棄物の望ましい姿を視野に入れ、人材育成(資格制度)や能力・技術力の向上、雇用環境

の改善、資金面での支援、再生材の利用拡大、規制対象規模の拡大等がテーマとなっているとのこと。二つ目は、国の大震災発生時における災害廃棄物対策検討委員会から、「大震災発生時における災害廃棄物の適切かつ円滑な処理を確保するための対策スキームを検討するにあたり制度的な側面に関する事項—制度的な側面からの論点ペーパー(案)一」が提示され、意見等を求められている。



次に、協議会議事に入り、6つの議題について報告・討議がなされた。いくつか紹介する。

1 「排出事業者へ向けた啓発活動について」では、各都県のそれぞれの協会から取組状況が報告された。当協会からは、昨年8月と10月に実施した異物混入アンケート調査結果を踏まえ、本年3月危険物混入回避のための排出事業者向けリーフレットを作成し、排出事業者に啓発活動を行っていること等を報告した。また、千葉県協会からは、「委託基準」や「マニフェスト」による廃棄物の管理などの

遵守を周知するためのリーフレットを作成中であることが報告された。神奈川県協会からは、医療廃棄物を適正に処理するためのパンフレットを作成し、医療従事者に配布していることや「MANIFEST MANUAL(マニフェストマニュアル)」を発行しており、関係者に好評であることが報告された。

2 「業界を挙げた安全衛生活動の推進に向けて」では、全産廃連森谷専務理事から、統計調査等の資料が示され、過去5年間における全産業死傷者数は横ばいもしくは微減傾向にあるのに対し、廃棄物処理業における労働災害の死傷者数は毎年増え続けており、業界を挙げた安全衛生活動の推進が急務となっている旨、報告があった。その後、各都県協会からそれぞれの安全衛生活動の取組について報告がなされた。

3 「再生コンクリート碎石等の調査結果の報告について」では、関東地域協議会メンバー1都7県で調査した「再生骨材に関する調査(調査対象期間:平成25年4月分~平成26年3月分)」結果が関東地域協議会事務局の千葉県協会から報告があった。配付資料から、調査項目の一つである「過去1年内にコンクリートくずやがれき類の受け入れを停止し、又は制限したことがあったか」の設問では、約20%の企業が、受け入れ停止等があつたと答えており、この調査期間だけでも需要と供給にタイムラグが発生し、需要という出口のフローが滞留したことがわかった。

4 「電子マニフェストシステムの支援事業について」では、電子マニフェスト

の普及促進に向けて、平成19年1月に全産廃連と振興センターとの間で締結された覚書に基づき、電子マニフェスト運用支援事業を実施してきているが、現在、電子マニフェスト普及促進に伴う減収補填制度については厳しい見直しが迫られていることが報告された。

## 講 演



角倉課長

最後に、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長角倉一郎氏による講演があった。以下、いくつか内容を抜粋する。

1 「産業廃棄物処理業の構造改革」では、これまで、「廃棄物=不要なもの」として、無責任状態での経済原則が働き、安からう悪からうの処理、即ち、悪貨が良貨を駆逐してきた結果、不法投棄などの不適正処理が横行し、環境負荷等の悪影響により、産業廃棄物に対する国民の不信感の増大を招いてきた。こうした構造を転換させるため、国としては、累次の廃棄物処理法改正に基づく構造改革を進めてきた。具体的には、排出事業者責任の徹底（マニフェスト制度の強化、原状回復命令の拡充）や不適正処理対策

（処理業者・施設の許可要件の強化、罰則強化（懲役5年、罰金3億円）、適正な処理施設の確保（廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化）、優良な施設整備の支援、公共関与による補完等を講じてきており、これからは、PPP（汚染者負担原則）に基づくあるべき姿へと変換させていく。「廃棄物=処理するもの」の考え方の下、自己責任が伴う中での経済原則に基づき、排出事業者が最後まで責任を持ち、安全で安心できる適正処理を実現し、将来世代にわたる健康で文化的な生活を確保していく。）

2 「優良な事業者を応援する取組の強化」では、「優良産廃処理業者認定制度」定着を推進することや、環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」も平成25年2月に新たに契約類型に追加したところであり、優良認定基準をポイント評価し、入札参加資格を優先付与している。

3 「循環型社会形成に向けた産業廃棄物処理業の高度化の推進」では、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り遞減される社会を目指す必要がある。高度選別による最終処分削減や木くずや食品廃棄物からエネルギー回収等の業界取組事例を紹介していく。

講演が終了し、次回開催を27年4月、東京で開催することを決定し、散会となつた。

（事務局長 横手 浩次）

## 26年度上期入会の新入会員と協会役員との懇談会を開催

平成26年11月25日（火）11時より、東京都産業廃棄物協会会議室において、新入会員と協会役員との懇談会を開催した。今回は26年度上期入会の賛助会員1社が出席した。高橋会長の挨拶に続き、出席者自己紹介、北村専務理事による協会事業の説明の後、出席会員との意見交換が行われた。

今回の出席者、（株）東立テクノクラシーは愛知県瀬戸市に本社を持つ汚染土壌のスペシャリストだ。主たる業務は、汚染土壌の有無を調査し、汚染土壌が存在すると評価された場合は表層から深度まで詳細な調査を実施、土壤汚染対策法に定められた対策工事を実施する。汚染土壌は自社施設で無害化処理（熱処理・洗浄処理による有害物質の除去）を行い、浄化土（土木資材）として再利用するか、セメント原料としてリサイクルを行っている。

このほか、産業廃棄物の収集運搬、中

間処理（分級・脱水、乾燥、選別、破碎）及び管理型処分場も運営しているとのことだ。

会社設立は平成19年と新しく、関東で汚染土壌処理事業を開始して5年ほどであるとのこと。最近、取引先から産廃の汚泥処理の相談が増えているため、当協会への相談や情報収集等を目的に入会を決めたとのことである。

<出席者（敬称略）>

●賛助会員

（株）東立テクノクラシー

出席者：東京オフィス室長 篠原雄二

連絡先：東京オフィス：東京都豊島区東池袋2-20-9

TEL：03-5927-9810

【営業本部】愛知県尾張旭市晴丘町池上81-2 TEL：0561-52-1136

URL: <http://toritsu-group.jp>

（取材 塩沢 美樹）



新入会員の篠原氏（前列右）

## 第13回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係3団体による第13回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、大規模な不法投棄の経験や東日本大震災の被害を受けた岩手県で、「環境再生そして循環型社会への挑戦」をテーマに開催された。

大会は、11月7日(金)13:30～17:20の日程で、岩手県盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡で行われた。

大会参加者総数は約640名であった。東京都産業廃棄物協会からは、高橋会長と北村専務理事・横手事務局長のほか、申込受付順に、吉田きく江、井上弘之、野崎進、二木玲子、松原美紀子、石田信夫、樺山民江、大羽敬子、前川佑子、渡邊久美、矢部久子、廣木直江、佐々木由佳、山下智栄子、森田珠真子、横山真奈美、元石真佑美、小野寺美加、清野文子、橋本由美子、蛭田温子、月澤麻衣、大野晶子、芝田麻里、相川和政、有吉嘉一郎（敬称略）という多数のメンバーで参加した。大会に合わせて開催された「e-Lady21のつどい」に参加するという目的もあり、女性部から20名と多くの参加があった。



全産廃連・石井会長

### ○挨拶

開会にあたって、全国産業廃棄物連合会の石井邦夫会長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の角倉一郎・産業廃棄物課長などからそれぞれ挨拶があつた。

石井会長からは、関係機関・団体、地元岩手県産業廃棄物協会等への謝辞、今大会のテーマと趣旨などが述べられた。



環境省・角倉課長

### ○環境大臣表彰式典

次いで、平成26年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労者分）の式典が行われ、角倉一郎・産業廃棄物課長から、受賞者14名（うち、関東では5名）の受賞者に賞状が授与された。なお、東京の受賞者はいなかった。

### ○基調講演

基調講演は、「廃棄物からみた社会システム～災害廃棄物を中心に～」というテーマで、環境省の巨大地震発生における災害廃棄物対策検討委員会委員長を務める酒井伸一・京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長により行われた。講演者は、循環型社会形成モデルの研究、とくに物質循環・廃棄過程にお

ける化学物質の挙動と制御を重要テーマに研究されている著名な科学者である。

酒井氏は、国内の一般廃棄物の最終処分量は、平成12年度の約1千万トンから年々減少し平成21年度には約500万トンにまで減ったが、このペースで減少し続けることは考え難く、その一方で埋立処分地の残余容量は今後も年々少なくなることが予測されることから、これまで以上に有害な化学物質の使用を回避し、最終的な有害廃棄物の発生を抑えることが重要であると指摘した。また、東日本大震災では、災害廃棄物の発生量の膨大さと地域での処理処分の制約が明らかになり、合わせて放射能汚染問題が日本社会にかつてない困難を与えている現状を鑑みると、この究極の廃棄物問題と循環型社会づくりの両立が求められていると指摘した。



酒井センター長 基調講演の様子

### ○パネル討論会

パネル討論は、「環境再生そして循環型社会への挑戦」をテーマに、齋藤徳美・岩手大学名誉教授をコーディネーターに、角倉一郎・産業廃棄物課長、津軽石昭彦・岩手県環境生活部副部長、小池敦裕・太平洋セメント㈱大船渡工場長、吉田茂・岩手県産業廃棄物協会専務理事の4名のパネリストが参加して行われた。

その中で、青森・岩手県境不法投棄現場の現状回復対策協議会委員長及び岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画

専門委員会委員長などを務めた齋藤氏は、東日本大震災で突きつけられた課題として、「多消費社会から持続可能な社会への転換」と「中央集権から地域の自立へ、制度の大転換」の必要性を指摘し、改めて、地域の再生に取り組むことが必要であると強調された。

最後の質疑で、参加者から、廃棄物処理法の改正に合わせて、一般廃棄物・産業廃棄物とは別に、新たに災害廃棄物の概念を法的に位置づけるべきではないかという質問があった。これに対して、角倉一郎・産業廃棄物課長からの回答は現時点では返答が困難であるというものであった。今後、産業廃棄物処理業界にとって大きな課題になるのではないかと思われる。



左から角倉氏・齋藤氏



左から吉田氏・小池氏・津軽氏

来年（平成27年）は、11月6日(金)に佐賀県佐賀市で開催されます。多くの会員の皆様の参加を期待します。

(専務理事 北村 俊文)

## [医療廃棄物勉強会]

# 医療廃棄物処理に係る行政指導等で勉強会開く 後半は恒例の全員参加型ディスカッション

平成26年11月4日(火)15時～17時、東京都産業廃棄物協会会議室において、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課職員2名を招き、医療廃棄物勉強会を開催した。参加者は26名。司会進行は小園委員。

初めに、「医療廃棄物の実務、その他について疑問があれば、解消して頂きたいたい」と五十嵐医療廃棄物委員会委員長より開会の挨拶で始まった。

次に、「医療廃棄物処理に係る行政情報及び最近の行政指導の事例等について」というテーマで講義があった。



杉浦係長

杉浦指導係長からは、今後とも適正処理・適法処理をお願いするとともに、本勉強会では現場の話を伺いたいとの挨拶があった。また、廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について、環境省から文書送信があったので、平成24年5月に環境省で策定された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の確認及び作業員の感染防止に万全を期するよう周知することについて要請があった。その際、防護服の取り扱い関連の質問があり、当該マニュアル中の「感染性廃棄物の判断基準」などにより処理を行う必要があるとの説明を受けた。また、「1類感染症や、その他危険な感染症の感染性廃棄物を民間業者が処理を請け負っても、国民の安全は確実に担保されるのか? 感染性廃棄

物を適切に取扱うことができる、産廃エキスパートの専門性取得業者に委託すべきではないのか?」と、杉本委員より質問があった。万が一、日本でエボラ出血熱の感染者が発生した場合、患者は全国に3箇所ある特定感染症医療機関に運ばれることになっており、初期段階で感染性廃棄物の処理に携わる産業廃棄物処理業者は限定される。(第一種感染症指定医療機関にも搬送する場合、第一種感染症指定医療機関は全国に45箇所ある)



高橋係長

高橋規制監視係長からは、東京都の指導状況について次のような報告があった。昨年度の排出事業者への立ち入り件数は合計2,647件であったこと、その内、指示書を交付指導した事業者は85件あったことが報告された。指示書の内容は契約書やマニフェスト伝票に関する記載事項の不備や契約書とマニフェスト伝票の不一致などが多いとのこと。また、昨年度の報告公表制度の報告件数や管理票交付等状況報告書等の提出状況が報告され、今後も引き続き普及に努める旨の説明があった。そのほか、最近の不適処理正事例では、許可証やマニフェスト伝票を偽造する事件が発生したことが報告された。マニフェスト伝票の偽造については、収集運搬業者が委託された廃棄物を処分場へ運搬していないにも係わらず、マニフェストに記載のある処分場の処分印を押印していた

事例で、収集運搬業者が排出事業者に無断で有価売却するために行なった不正事例とのことだった。医療系の不適正処理事例の一つとして、昨年発生した横浜市での不法投棄事例が紹介された。都内の医院が改修工事を行った際に、その内装工事会社が残置物として置かれていたメディカルボックスを建設廃棄物と併せて不法投棄した事例。投棄物から、医療機関名やメディカルボックスを提供していた処理業者が判明したと報告があった。ほかには最近、環境に対する地域住民の意識の高まりによる苦情や労働環境の悪化による内部からの告発等が増えているとの報告があった。処理業者として、苦情の出ないような運営をするよう依頼があった。最後に、処理業者に知っておいてほしい内容として、処理困難になった場合には速やかに処理困難通知を排出事業者に報告し、排出事業者にも措置内容報告書等の届け出が出せるよう協力を依頼された。

次に山中委員と中谷委員がパネラーとなり、参加者全員でディスカッションを行い、下記事項について確認した。

- 有価物の取り扱いや処理フローについては、勝手に判断するのではなく、個々の案件について行政に相談し、契約書とマニフェストは必ず作成することが望ましい。
- 積替え保管許可を取得していれば、騒音や振動などが発生しないマンパワーでの分別によって、有価物の選別・抜き取りが可能だが、排出事業者には、有価物の選別を行う事を事前に書面で承諾をもらい通知することが必要である。

- 医療関係機関等以外から排出される感染性廃棄物は、法律上、感染性廃棄物



全員参加のディスカッション

とは呼べないが、処理の扱いに関しては、特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物と同等に扱う。

- バイオハザードマークの色分けについては、なるべく望ましい方法で行う。
- 感染性廃棄物とその他廃棄物の保管については、仕切りなどで分離されなければならない。ただし、感染性廃棄物については、腐敗防止措置が必要。
- 廃棄物処理に関して、異なる地域が統一の見解を出すことは難しいのが現状である。各自治体の判断を尊重する。その他、伊藤委員より、「日本は地震国なので、東京は今後直下型の地震を避けられないと判断している。都や各区の防災組織構成をみると、被災直後から山積みとなる廃棄物、とりわけ医療廃棄物の保管、運搬、処理分野で本業界が果たすべき役割が抜けている。行政、医師会、廃棄物処理業界の三位一体の体制造りの検討をお願いしたい」と医療廃棄物委員会として取組む意思を示した。
- 最後に、医療廃棄物委員会として取組む意思表示とともに「引き続き皆様のご出席とご意見を賜りたい」と千明副委員長の閉会の挨拶で終了した。

(杉本 記)

## <法制度検討委員会>

# 集中会議で第二期検討テーマの整理・確認と 第三期テーマについて討議

法制度検討委員会（篠原委員長）は平成26年11月26日(水)～27日(木)の2日間にわたり、一般財団法人ホテルアジア会館会議室（港区赤坂）において、10名の委員とオブザーバー1名の出席により委員会を開催した。合宿形式による集中会議は今回で3回目となり、第二期テーマの整理・確認と、来期に取り上げるべきテーマについて合計11時間にわたり討議した。(取材 塩沢 美樹)



会議風景

第二期テーマのうち現在検討中のものと、第三期テーマとして取り上げるべき事案につき、今後の方向性について次のとおり整理した。

### ◆少量廃棄物のマニフェスト運用について

ルート回収を行う収集運搬業者においては、10kg未満／件といった少量廃棄物の回収を、車両1台で1日あたり60～100件の排出事業者から行っているのが実情で、現行制度のもとでは排出事業者・処理業者双方にとってマニフェスト

管理の負担が大きい。このため、特管産廃や危険物を除き、一般廃棄物と同様の簡易方式を採用する場合の条件設定や、マニフェストに替わる方法の可能性等について、さらに議論することとした。

### ◆斡旋仲介・代行業務についての検討

廃棄物処理の委託にあたっては、排出事業者と処理業者の直接契約が廃掃法に規定されているが、廃棄物処理の知識や適正処理に対する認識の希薄な第三者が仲介に入るケースが増加している。適正料金が確保できない事態も出てきており、

適正処理・リサイクル推進の妨げになりかねない。このため、新しい国家資格として「(仮称)廃棄物取引主任者」の創設を提案する方向で検討することとした。

### ◆特定有害廃棄物の特定施設の解除

特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物は、排出元が限定施設でなければ、性状的に特定有害産廃に該当する廃棄物であっても、普通産廃として取り扱わなければならぬ。適正処理、安全性の観点から「特別管理産業廃棄物とされるものについて施設限定をはずす必要がある」として、その理由を明確にするなど議論を進めることとした。

### ◆法人税減価償却耐用年数の特例適用への検討

産廃処理業で使用される機械設備の減価償却耐用年数の短縮については、政党要望を提出していることから、当委員会としては事務局の情報提供により注視しているところである。今回の会議において、耐用年数の「業ごと」の考え方を、「品目ごと」に改めたいと提案された。第二期テーマであるが、今後、時間をかけて情報収集等を行う必要があるため、第三期テーマとして継続することとした。

### ◆再委託の条件付き緩和について

緊急又は一時的で大量な廃棄物を、適正かつ効率的・合理的に処理・リサイクルするため、再委託の条件付き緩和を検討している。本件については東京都との情報交換会等を通じて議論を進めているところもあり、第三期テーマとして継

続する。

### ◆支払業務の法制度化

解体工事に伴う産業廃棄物処理において、建設会社が解体業者に処理費を含め一括して支払うケースがあり、解体業者が処理費を支払わない事案が発生している。下請法では建設業が除外されているが、建設業法で保証されるのは労務費のみであるため、下請法の改正を視野に入れ、検討を進める。

当協会の各委員会・各部から第三期テーマとして提案された課題は延べ18件にのぼった。それぞれの提案の背景と理由を検討し、討議の結果、左記のほか

『マニフェスト記入事務代行作業の位置付けの明確化』『外国人技能実習制度に産廃業を含めることの検討』『積替え保管に対する行政指導の在り方の検討』

『モデル契約書の見直し』をテーマとして取り上げることとした。

また、前回の委員会で事務局より情報提供のあった「グレーゾーン解消制度」について、産廃業への活用の可能性が見えたことから、以前取り上げたテーマのうち改めて別の観点から検討したい件や、今後の委員会で見識を深めたい課題が提案されるなど、1日目は13時30分から夕食をはさんで22時までの約8時間、2日目は8時30分から11時30分までの3時間の合計11時間にわたり、白熱の議論が展開された。

次回は平成27年2月12日(木)15時から開催する。

## 新しい情報交換の場『NEWS5』研修会を開催 三重中央開発株見学／青年部協議会・第9回全国大会へ参加

### 『NEWS5』研修会

相川和政部長新体制になってから、はや5か月。活気溢れる東京青年部。柿沼ビル内においてまたもや新しい動きが…。

11月14日(金)16時、東京青年部研修会『NEWS5』が新しい情報提供・交換の場として開催された。みなさん!!『NEWS5』って何だろう? そう思いますよね。NEWS(ニュース)といえば、新しさ(鮮度)

が常に求められ、その中には多様な人間性・社会性(社会的影響力)・地域性(自然現象)・記録性(歴史的事件・背景)等様々な要素を取り上げられ皆が関心を持つように出来ている。今回青年部が立ち上げた『NEWS5』とは、東京青年部の絆をより深くする為、廃棄物業界における最新の情報源・コンテンツを5つのテーマに絞り込み、洗練された情報を全員で共有して行く。更に各部員が自社に持ち帰り、発表の場を設け業界全体を盛り上げる。そんな願いが込められた言葉である。

さて、記念すべき第一回目の情報(情報源)として、①巨大災害廃棄物対策チームについて(環境省)②廃消火器リサイクルについて(東京都環境公社)③廃棄物への異物混入アンケート調査結果について(東産協)④信書に関する指針について\*(総務省)⑤東産協の動きについて(東産協)この5つが取り上げられた。

研修会は相川青年部長の挨拶で始まり司会は森委員長、進行役は及川副委員長



青年部

で進められた。参加人数は28名。参加した部員たちは、普段聞きなれない内容に戸惑いながらも、及川副委員長の流暢な進行の下、集中して5つのテーマを頭に叩き込んでいった。1時間という限られた時間の中で、これらのコンテンツを吸収するのは容易ではないが、諸先輩方のジョークも飛び出すなど終始リラックスした雰囲気の中、部員たちは常に進化を続ける廃棄物業界の時代の変化に対応するため、確実に知識の向上・視野を広めていった。今回の青年部研修会には初参加の部員も多く見受けられ、会を通じお互いに共通認識を持つことが出来た。東京青年部は今後さらなる飛躍が期待される。青年部は四半期に1回この研修会を行いたいとの事。この先の東京青年部の活動から目が離せない。

(東都運業(株) 清水祐輔 記)

\*平成15年の郵政公社化以降、信書の送達事業が許可制度化され、マニ伝は信書に該当する。

### 国内施設見学研修会／青年部協議会・第9回全国大会(中部大会in名古屋)

東京都産業廃棄物協会青年部は、11月20日、21日の日程で、2年ごとに開催される全国産業廃棄物連合会青年部協議会の第9回全国大会に参加し、同時に国内施設見学研修会を実施しました。

### 国内施設見学研修会

翌日に全国大会を控えた20日、我々は国内最大規模を誇る三重中央開発株式会社を見学した。大栄環境グループの中でも中核企業として国内有数の資源循環システムと設備で一貫したリサイクル事業を展開、なかなか同業者としては見学できるチャンスが少ないとのことだが、相川部長のネットワークのおかげもあり、くまなく施設を案内していただき有意義な研修となった。1日に636tの処理能力を誇る焼却施設を有し、排熱利用によって得られた熱エネルギーを車載コンテナに貯めて輸送する「トランシスヒートコンテナシステム」、先進的な複合リサイクル施設「エネルギープラザ」、焼却灰や汚染土壤を高温焼成で無害化する「焙燒炉」、約287万立方メートルの容量を誇る管理型最終処分場など、その規模感は想像を超えるものだった。その他では、自ら立ち上げた農事組合法人による資源循環システムの構築や環境教育支援など、地域に根差した取り組みについても非常に勉強となった。夜は名古屋市内に宿泊し、中部ブロック三重県の木村青年部協議会副会長の計らいにより名古屋名物に舌鼓をうった。

### 第9回全国大会

第9回全国大会は昨日お世話になった木村副会長の開会宣言により、愛知県名

古屋市ウェスティンナゴヤキャッスルにて開催された。第一部「オープニング」では、青年部協議会加山会長をはじめ、谷津環境省顧問、石井全産廃連会長ほか、多くの来賓の方々からお祝いと激励のメッセージを頂き、第二部「CSR2プロジェクト表彰式並びに各都道府県・ブロック発表」に移った。前回大会からの進化と継承をテーマに掲げ、約2年間実施してきた各都道府県の環境教育の取組事例の紹介や、各地域ブロック・企業のCSRの取組事例が発表された。関東ブロックは惜しくもブロック表彰を逃がす結果となつたが、ティー・ビー・ロジスティックス(株)さんが企業部門で見事に受賞し、東京の面目を保つ形となつた。第三部「大懇親会」では地元料理を堪能しながら、全国の部員たちとの旧交を温めたり、新たな出会いがお互いの刺激になつたりと、全国大会ならではの光景があちこちで見られた。

最後に、この誌面をお借りして三重中央開発株式会社様並びに中部ブロック青年部の皆様には大変お世話になったことを感謝申し上げます。

(都清掃(株) 吉野猛彦 記)



三重中央開発(株)にて



## 女性部だより



### 3回目の『e-Lady21のつどい』と 釜石見学会を開催

11月7日(金)、第13回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が岩手県盛岡市で開催されました。また、全国大会開催直前に関東地域協議会女性部会が主催する第3回『e-Lady21のつどい』を開催しました。

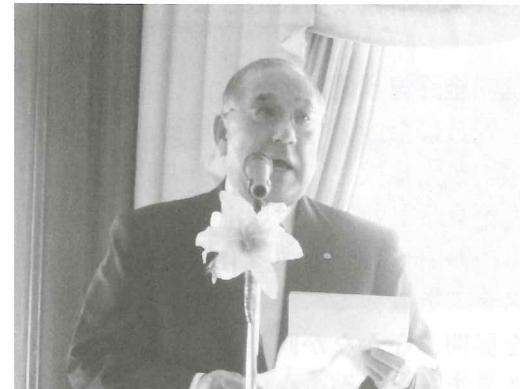
主催者を代表し、当協会女性部の二木玲子部長より「『e-Lady21のつどい』も第3回の開催となりました。安倍政権の元で女性の力が必要とされています。多くの情報共有を行い、活動をより良いものにしていきましょう。」との挨拶がありました。

次に、全国産業廃棄物連合会の石井邦夫会長が来賓として挨拶され、「『産廃女子』と多くの理解がされてきており、資源循環を支える優良企業において、女性の役割は重大である。」と述べられ、つどい開催にあたりお祝いの言葉を頂戴しました。

続いて、公開座談会が行われ、岩手県のリアス環境管理株式会社代表取締役



公開座談会パネリスト



石井会長

及川桂子氏、群馬県の株式会社エコ・プロセス代表取締役の宮本正子氏、千葉県の有限会社三和企業代表取締役の平塚恵美子氏、東京都の有限会社スリーシーピーランニング代表取締役の山下智栄子氏に以下の質問についてお話ししていただきました。

①現在の会社に勤めた経緯 ②男性主流の産業廃棄物業界での苦労または、女性でよかった点 ③もっとこうしておけばよかった点 ④仕事及び私生活での将来の夢や展望 ⑤ストレスの息抜き方法について

印象的だったのは、どの方も女性だからといって得したことや苦労がないとお話ししていました。

座談会終了後は昼食をとり、時間が足りないくらい濃厚な交流をすることができました。

最後に、千葉県産業廃棄物協会女性部会の池田美恵子副部会長からご挨拶をいただき閉会となりました。

定例の勉強会でも女性部のパワーには驚きの連続ですが、全国の産廃に関わる女性の意見や生き方をお聞きすることができ、今後の仕事面、生活面での参考にしようと思いました。

その後、「環境再生そして循環型社会への挑戦」と題した全国大会に参加しました。今回の全国大会では、京都大学環境安全保健機構付属環境科学センター長の酒井伸一氏による基調講演「廃棄物からみた社会システム～産業廃棄物を中心に～」及び大規模な不法投棄や東日本大震災を経験し、環境再生に取り組んだ10年間を振り返りながら、循環型社会の構築に向けた様々な挑戦や展望について、コーディネーターに岩手大学名誉教授の齋藤徳美氏、パネリストに環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の角倉一郎氏、岩手県環境生活部副部長の津軽石昭彦氏、太平洋セメント株式会社大船渡工場長の小池敦裕氏、一般社団法人岩手県産業廃棄物協会専務理事の吉田茂氏によるパネル討論が行われました。

全国大会終了後は、当部員の恩師である岩手大学の颶田尚哉先生と岩手県環境生活部資源循環推進課廃棄物処理企画特命課長の佐々木秀幸氏をお招きし、会食を行いました。全国大会での基調講演やパネル討論に対する意見を交換することができました。

翌8日(土)、当女性部員が所属するムゲンシステム株式会社の釜石環境技術センターと有明興業株式会社の釜石事業施設の工場見学に行ってまいりました。

最初に釜石・大槌地域産業育成センターに到着し、専務理事の佐々隆裕氏、釜援隊の大林正英氏に施設内をご案内していただきました。同施設内に有明興業株式会社の釜石事業施設があります。釜

石事業施設では、廃棄物の被覆電線を銅線とプラスチック類に分別する施設となっています。初期投資があまりかかりず、被覆電線の原材料を安定的に確保できるメリットを生かし、健常者と同等の待遇で障害者を雇用できるとおっしゃっていました。



有明興業・釜石事業所 松本所長（中央）



釜石・大槌地域産業育成センターにて



ムゲンシステム「バイオマストイレ」

作業場のホワイトボードには、仕分け方法やスケジュール管理がされており、また「気持ちにゆとりを持つ！」といった言葉も書かれていました。

次に、ムゲンシステム釜石環境技術センターのバイオマストイレを見学しました。バイオマストイレは微生物の働きで「直接汚水を浄化」するので、汚泥が発生しないため、汚泥処理施設への廃棄物運搬コストがかかりません。見た目は一般的の水洗トイレで、においも気にならなかったため、工事現場や災害避難場所で快適に過ごせると思います。

その後、浜辺の料理宿「宝来館」にて、昼食をとりながら、女将の岩崎昭子氏による未来講話をお聞きしました。岩崎氏は奇跡的に助かり九死に一生を得たお一人です。「災害や津波で有名になりましたが釜石は鉄のまちです。来年の世界遺産登録を目指しています。またいらっしゃってください。」とにこやかにおっしゃっていました。移動中の車中では、



宝来館・女将の岩崎氏（左）と佐々センター専務理事

佐々氏と大林氏から被災状況と復興状況や釜援隊の取り組みを時折冗談をはさみながら、お話ししていただきました。

産業廃棄物の業務に携わって半年であります。この二日間は大変有意義な時間を過ごすことができました。全国大会、『e-Lady21のつどい』、施設見学にご参加、ご協力いただきました皆様に重ねて御礼申し上げます。

（成友興業株）月澤 麻衣 記）



『e-Lady21 のつどい』 参加者

## 委員会報告



### 中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉(山本リーダー)

平成26年11月13日(木)15時より12名のメンバーにて開催した。

中間処理委員会、収集運搬委員会の合同活動の廃棄物異物混入対策において、中間処理委員会より、破碎・圧縮施設用の防止チラシ案の提出の依頼があり議論した。あがった意見をまとめ、チラシ案を提出することとした。また、事務局から関東地域協議会事務責任者会議で議題になった他県協会の異物混入対策についても報告を聴いた。

その他、情報交換を行った。

次回は、平成27年2月4日(木)15時より協会会議室にて開催する。

## 表紙の言葉

●今月の写真：サラサゴンベ（更紗權兵衛）

[学名:Cirrhitus hubbardi 英名:Dwarf hawkfish (ちっぽけな鷹のような魚)  
大きさ：5cm]

●撮影者：阿部 秀行 氏      ●撮影地：座間味（沖縄県）・水深 10m

●撮影者コメント：生息域は伊豆半島以南から西太平洋までに分布しており、体長は5cm程度です。サンゴ礁域で潮通しの良いサンゴの発達した岩の上に居ることが多く、何かを高いところから狙っているように見えることから“鷹(hawk)のよう”という英名がつけられたのだと思います。和名は白地に更紗模様があることが由来になっています。かなりそばに寄ってもじっとしているため、撮影しやすいお魚です。



## 「邪馬台国」はヤマトで決まり！？

11月16日東京・有楽町のよみうりホールで、邪馬台国の有力候補地とされる奈良県桜井市の纏向（まきむく）遺跡について考えるフォーラム「纏向出現—邪馬台国東遷（とうせん）説を考えるー」（桜井市主催、読売新聞社後援）が開かれたそうだ。報道では約900人が、九州北部などの勢力が畿内に進出して邪馬台国を作ったとする東遷説をめぐる議論に聞き入ったとされる。

古代史人気は続いているようだ。そして、フォーラムのテーマからは、九州かヤマトかと長年にわたって大論争が続いた邪馬台国所在地について、ヤマト説が優位に立っていること、そして九州説との折り合いが、北部九州の勢力の東遷という形でしていく可能性をも示唆している。はたして、そううまく整理されていくだろうか？

**方角をとるか距離をとるか** 邪馬台国に関する第一級の資料である「魏志倭人伝」では、どのようなことが書かれているか。魏志倭人伝では、帶方郡（北朝鮮南部）から邪馬台国への道程が記載されているものの、字句通りに読むと邪馬台国が九州の南の海中（例えば沖縄）にあることになる。そこで、方角に南と東の誤りがあるとか、距離の表示に問題があるとか議論がなされ、何とか現実的な落としどころを探す努力が重ねられてきた。方角を修正することで畿内・ヤマト説と、距離を解釈しなおし北部九州かその周辺とする説とが有力とされてきた。

**政治体制は** 倭国は邪馬台国を盟主とするとされており、倭国は邪馬台国連合と言つてもよい。そこでは、役人組織や租税制度があり、構成国には物資を交易する市がある。また、国々には地方

監督官があり、さらに在地の王がいる諸国を検察する「一大卒（いちだいそつ）」がおかれていた。一大卒は邪馬台国から派遣され伊都国に常駐し、魏使に対する外交の窓口などの任務を負っていた。諸国の政治体制は、在地の王と邪馬台国からの派遣役人による二重構造であったとされている。その北部九州の各國を検察する一大卒が、北部九州の中心地＝伊都国におかれていたのだから、派遣元の邪馬台国は北部九州からかなり離れたところに位置していたとみるべきだろう。

**諸国の大さき** 魏志倭人伝には、国々の戸数が記載されている。対馬国千戸余、末慮国（唐津付近）四千余戸、伊都国一万戸（千余戸は誤りか）、奴国二万余戸であるのに対し、北部九州から遠い邪馬台国は七万戸、その途中の投馬

（つま）国は五万戸と北部九州の有力国をはるかに凌ぐ大国とされている。九州では奴国をしのぐ大国の存在を示す発見ではなく、投馬国や邪馬台国的位置は九州以外に求めざるを得ないのではないか。

しかし、魏志倭人伝など文書・文字記録からすべてを知ることは困難であり、また、いかようにも解釈できる面があり、今でも続々と新説が現れる。市民研究者の活躍のほかに、他分野の専門家が中高年になってから新規参入するケースもある。

**考古学から見ると** そこで、考古学的な面からみると、まず、前回で触れた土器の流れや当時尊重された銅製の鏡の出土状況から見えることがある。弥生後期、北部九州が優越的地位を占めていたのは、鉄器時代を支える原料鉄や中国鏡などの先進文物を入手する主導権を掌握

していたためだ。ところが、2世紀末、倭国の大乱を経て卑弥呼が共立された頃には、内行花文鏡や画文帶神獸鏡（がもんたいしんじゅうきょう）など中国鏡の分布の中心が北部九州から近畿中枢部に移っているといわれている。これらは卑弥呼が魏王朝から下賜されたといわれる三角縁神獸鏡（さんかくぶちしんじゅうきょう）より古いものだ。またそのころには、北部九州では近畿中枢や吉備の土器が急増し、一方近畿や吉備では北部九州の土器はほとんど出土していないといふ。卑弥呼の時代には近畿が倭国を中心になっていたと見ざるを得ないのではないか。

さらに、我が国最古の定型前方後円墳と言われる箸墓（はしはか）の築造年代が国立歴史民俗博物館の研究グループの放射性炭素年代測定によって240～260年と特定するに至り、箸墓が248年頃に亡くなったとされる卑弥呼の墓であるとする説が有力になってきた。おまけに、その直前の非定型前方後円墳の大きなものも近畿の纏向に集中しており、当時の倭国の王の墓を他の地方に求めるのが困難になってきている。細かな部分は別として、基本的な流れは邪馬台国＝ヤマトで決まりと言わざるを得ない状況だ。

**ヤマト王権誕生の背景** こうなると、ヤマトの纏向に王都が出現したり、北部九州から近畿に倭国を中心とした経緯はどうであったか、日本の国の始まりに関する古事記や日本書紀の神話と言われるものの中にそうした経緯が隠されているのではないか。邪馬台国連合の中心メンバーはヤマトのほかどのような勢力がいたのか。国譲り神話で有名な大国主命や出雲の存在は何を物語るのか。神武東征の物語には何が隠されているか。卑弥呼と天皇家とはどういうかかわりがあるのか、興味は尽きない。

**狗奴国、投馬国の謎** しかし、その前に整理が必要なことがある。狗奴国

（くなこく、くぬこく）だ。邪馬台国連合にくみしない国々のうち狗奴国は特に重要な存在なのだ。魏志倭人伝では「其の南に狗奴国あり、男子を王となす。其の官に狗古智卑狗（くこちひこ）あり。女王に属さず。」とある。卑弥呼の魏への朝貢の記事の後、倭の女王卑弥呼は狗奴国の男王卑弥狗古（ひみくこ）と和せず争っていたが、攻撃を受け魏の支配下の帶方郡に支援を求め、最後は卑弥呼が死に追いやられるほど強力な国であった。

南を東に読み替えれば、ヤマトの東の尾張、美濃方面の強国ということになる。尾張といえば、纏向で出土している大量の他の土器のうち最も多いのが尾張などの伊勢湾地域のものであった。纏向に倭国が突如として出現した時には、狗奴国領域の土器が大量に入ってきたことになる。そうなると邪馬台国と狗奴国関係が面白いことになる。南という方角を重視すれば、九州の中南部で球磨、熊襲という言葉に含まれる地域となる。邪馬台国が北部九州でないと説得力はないが、果たしてどちらか。

もうひとつ、邪馬台国連合の一員であったとみられる大国、投馬国はどこなのか。日本海側であれば出雲、これは發音が似ている（ツマとイツモ）。瀬戸内側であれば、ヤマトに匹敵する勢力を有していたと考えられる吉備一帯。どちらでも大きな問題ではないと思われてきたようだが、投馬＝出雲と考えると出雲神話との関係が興味深い。

ところが最近、近畿・投馬（出雲）・北部九州を邪馬台国連合とし、吉備瀬戸内と北部沿岸地域を除いた九州の勢力を狗奴国連合とする説が出てきているから面白い。

（古川 芳久）

\*『倭国のなりたち』木下正史（2013年吉川弘文館：日本古代の歴史①）

\*『卑弥呼と天皇制－王権の誕生と記紀神話一』小路田泰直（2014年洋泉社歴史新書）

## 会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号

(株)小池建材

(No.2154) 【旧代表者名】 代表取締役 小池 潤



【新代表者名】 代表取締役 木村 芳信

(株)ジーイムエス

(No.2096) 【旧住所】 〒124-0006 東京都葛飾区堀切1-29-13

【旧電話番号】 03-3694-9953

【旧FAX番号】 03-3694-9955



【新住所】 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-10-1  
かしきち人形町ビル6階

【新電話番号】 03-5643-0640

【新FAX番号】 03-5643-0643

(株)グローブ産業

(No.2120) 【旧住所】 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2-22-1  
ステーションプラザタワー7階

【旧電話番号】 03-5604-0566

【旧FAX番号】 03-5604-0577



【新住所】 〒123-0845 東京都足立区西新井本町1-18-14

【新電話番号】 03-5838-0818

【新FAX番号】 03-5838-0819

日栄産業(株)

(No.5023) 【旧代表者名】 代表取締役 吉本 昌且



【新代表者名】 代表取締役 吉本 花子

(株)ダイケングリーンランド

(No.4168) 【旧代表者名】 代表取締役 秋本 直哉



【新代表者名】 代表取締役 櫻井 光男

## ～協会の主な今後の日程～

(平成26年12月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
12	4	木	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	10	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～／第15回理事会 14:30～	協会会議室
	11	木	主催・振興センター「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」(当協会:協力機関)	東京会場 ベルサール西新宿
			関東地域協議会;事務担当者会議 15:00～	神奈川県
	12	金	青年部 関プロ幹事会 15:00～	協会会議室
1	18	木	女性部 幹事会 13:30～／全体会 15:00～／勉強会 16:00～	協会会議室
	26	金	<仕事納め>	
	6	火	<仕事始め>	
	14	水	広報委員会：10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～／第16回理事会 14:30～	協会会議室
	15	木	中間処理委員会 中和・脱水分科会 15:00～	協会会議室
	16	金	全産廃連；理事会／賀詞交歓会	明治記念館
	22	木	新春講演会 16:00～／賀詞交歓会 18:00～	青山ダイヤモンドホール
	23	金	青年部 幹事会 13:00～／研修会 15:00～	協会会議室
	30	金	全産廃連；全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝

### ～会員の皆様へ～ 新春講演会・賀詞交歓会 開催のご案内

●日 時 平成27年1月22日(木) 新春講演会16:00～／賀詞交歓会18:00～

●場 所 青山ダイヤモンドホール(港区北青山3-6-8)

●申込み 協会からお送りした申込書により1月14日(水)までにお申込みください。

【新春講演会】 参加費：無料

テーマ：NHK「課外授業ようこそ先輩」の制作裏話

講 師：NHK学園高等学校 事務局長 坂上 達夫(さかうえ たつお) 氏

(元NHKチーフ・プロデューサー)

【賀詞交歓会】 参加費：お1人 10,000円 ／ 1社お2人目より 5,000円 \*当日



弁護士  
芝田 麻里

法律相談

最高裁平成26年7月29日判決  
高城町最終処分場周辺住民原告適格事件  
～最終処分場の周辺住民と原告適格～

今年の7月29日に、注目すべき最高裁判決が出ました。今年の1月には、一般廃棄物の分野でも原告適格に関する注目すべき最高裁判決が出ており、今年は廃棄物の分野で重要な最高裁判決が相次いだ年でした。年末を控え、今年の最高裁判決を振り返ってみたいと思います。

Q. 私は、最終処分場と中間処理場を経営する者です。今年の7月に、最終処分場の周辺に居住する周辺住民について、最終処分場の業の許可について取消を求める訴訟の原告となる資格が認められるという最高裁判決が出たと聞きました。この判決によると、最終処分場の周辺住民が最終処分場の業の許可等を取り消せと請求することができることになるのでしょうか（Q.1）。

なんとなく、第三者である他人から取り消せと言われることが認められたような気分です。また、判決では、環境影響調査が行われた範囲に居住する周辺住民に原告となる資格が認められたと聞いていますが、環境影響調査が行われた場合、その範囲内に居住する住民について常に原告となる資格が認められるのでしょうか（Q.2）。

また、中間処理場についても周辺住民によって業の許可取消請求が行われるということがあるのでしょうか（Q.3）。

## ＜解説＞

### 1 「原告となる資格」＝「原告適格」とは？

#### (1) 「原告適格」の意味

ある訴訟について「原告となる資格」のことを「原告適格」といいます。「原告適格」に対して「被告となる資格」のことを「被告適格」といい、「原告適格」と「被告適格」をあわせて「当事者適格」といいます。聞きなれない言葉ですが、すべての訴訟には「当事者適格」が必要で、「原告適格」のない者が提起した訴訟は、訴えが「却下」されます。「却下」とは、いわゆる門前払いのことで、その者の主張が正しいのか否かを審理、判断することなく、訴訟を打ち切ることです。

#### (2) 「原告適格」という概念の必要性

憲法上、すべての国民に「裁判を受ける権利」が保障されていますから（憲法32条）、すべての人は、裁判所に訴える権利を持っています。そうであるとすれば、すべての人に裁判所に訴える資格である「原告適格」が認められても良さそうだ、とうことができます。

しかし、「すべての人がすべての訴訟において原告適格を有する（原告となって訴訟を追行できる）」とすると不都合なことがあります。

たとえば、名誉を毀損されたものがあえて訴訟を提起しないでいるにもかかわらず、無関係な者が名誉棄損の事実を指摘し訴訟を提起することになれば、かえって名誉棄損の事実が世間一般に知られることとなりさらに名誉が毀損されることもあります。また、無関係な者に訴訟追行を認める必要もありません。不必要的訴訟が提起されれば、その分、裁判所の手間が取られることとなり、数が限られている裁判所がより必要な訴訟に十分な時間をかけることができなくなります。

そこで、不必要的訴訟を排除し、救済の必要のある者についてのみ原告となる資格を認めようというのが「原告適格」ないし「当事者適格」という制度です。

#### (3) 当事者適格は誰に認められるか

##### ア 一般論（原則論）

では、当事者適格は誰に認められるでしょうか。

たとえば、前述の例でいえば、名誉を毀損されたと主張する人とその相手方は、名誉棄損による損害賠償請求権という権利関係の当事者として、「当事者適格」が認められるといえます。つまり、ある権利関係の当事者は、訴訟法上も当事者となる資格が認められることになります。

##### イ 行政事件訴訟の場合

では、最終処分場の業の許可についての当事者は誰でしょうか。

最終処分場の許可を得たのは、業者であり、許可を行ったのは都道府県知事ですから、業の許可に関する当事者は、業者と都道府県知事であるといえます。そうすると上記の一般論を業の許可についてあてはめると、最終処分場の周辺住民には最終処分場の業の許可の当事者適格は（原告適格）は認められない、ということになりそうです。

もっとも、行政事件訴訟法は、行政が行う処分（行政処分）の適法性については、その行政処分の取消について「法律上の利益」を有する者については原告適格を有すると定めています（行政事件訴訟法9条1項）。

#### 行政事件訴訟法第9条第1項

「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

そこで、次に、最終処分場の周辺に居住する住民は、最終処分場の業の許可について「法律上の利益を有する者」に当たるか、が問題となります。

#### ウ 「法律上の利益を有する者」とは？

当事者適格という概念のそもそもの趣旨は、無駄な訴訟を排除し、事実や法律関係について密接な利害関係を有する者についてのみ訴訟の「当事者」としての資格を認めようとするところにありますから、行政処分の取消についての「法律上の利益」という概念も、イメージとしては、「その行政処分の取消についてシビアな利害関係を有する者」については「法律上の利益」を有する者として、当事者適格を認めようといふのです。

この「シビアな利害関係を有する者」の意味について、判例は以下のように述べています。

「当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」

(小田急高架事件 最高裁平成17年12月7日)

#### (4) 最終処分場周辺住民の原告適格について

##### ア 一審、二審では否定され、最高裁で肯定

そこで、最終処分場の周辺に居住する住民は、最終処分場の業の許可という行政処分により「自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に当たるかが問題となります。

この点について、本件訴訟の一審と二審では、周辺住民について原告適格は否定されました。すなわち、周辺住民は、最終処分場の業の許可により「自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に当たらないとして周辺住民の原告適格を否定しました。

一方、最高裁判所は、周辺住民について「自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に当たる、として周辺住民に原告適格を認めました。最高裁が周辺住民に原告適格を認めたのは以下の理由でした。

##### イ 最高裁の判断

「当該最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壤の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、…当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等処分業の許可処分及び許可更新処分の取消し及び無効確認を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟及び無効確認訴訟における原告適格を有するものというべきである。」



これを本件についてみると、上告人らは、いずれも本件処分場の中心地点から約1.8kmの範囲内の地域に居住する者であって、本件環境影響調査報告書において調査の対象とされた地域にその居住地が含まれている。

そして、本件処分場の種類や規模等を踏まえ、その位置と上記の居住地との距離関係などに加えて、環境影響調査報告書において調査の対象とされる地域が、上記のとおり一般に当該最終処分場の設置により生活環境に影響が及ぶおそれのある地域として選定されるものであることを考慮すれば、上記の上告人らについては、本件処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壤の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域に居住するものということができ、上記の著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められるから、本件各許可処分の無効確認等及び本件各更新処分の取消しを求める原告適格を有するものと解するのが相当である。」

##### ウ 最高裁判断の意味するところ

つまり、最高裁は、廃棄物処理法が施設周辺に居住する者の生活環境へ配慮するよう定めており、周辺住民は、最終処分場の業の許可について、自分自身の生活環境が保全されているかという利害関係を有するのであるから、そのような「自分自身の生活環境が保全されているかどうか」といった利害関係は、廃棄物処理法が保護しようとしている「法律上の利益」にあたるとしたのです。

そして、本件最終処分場の周辺住民は、最終処分場から有害物質が排出された場合、大気汚染、土壤汚染、水質汚濁、悪臭等によって、住民の健康又は生活環境に著しい被害が発生する可能性がある地域として環境影響調査が行われた地域に居住するのであるから、本件最終処分場から有害物質が排出された場合「自分自身の生活環境」が保全されない可能性がある者に当たるとして、本件最終処分場の業の許可について「法律上の利益」がある者として原告適格を有するとしたのです。

#### 2 事例への回答

##### (1) Q.1 本判決によると、最終処分場の周辺住民が最終処分場の業の許可等を取り消せと請求することができる事になるのか。

そのとおりです。

もっとも、本判決は、「業の許可を取り消せ」という訴訟を提起すること、すなわち、そのような請求を裁判所に対して行うことができる事を認めたものにすぎません。

つまり、業の許可が取り消されるのは、業の許可が「違法」である場合に限られますが、訴訟において、あらためて行政が行った「許可」という処分が「違法」であったか否かが判断されることとなり、訴訟において「許可」が「違法」と判断され

れば許可が取り消されることとなります。

本件訴訟においては、許可処分の違法性を判断するために、一審に差し戻し（一審からやり直し）という判断が最高裁においてされましたので、住民たちは、一審から再度「許可の違法性」を訴訟で争っていくことになります。

(2) Q.2 環境影響調査が行われた場合、その範囲内に居住する住民について常に原告となる資格が認められことになるのか。

最高裁は、本件周辺住民について、環境影響調査が行われた範囲内に居住する住民であることを一つの判断基準としています。

そこで、環境影響調査が行われた範囲と原告適格が認められる周辺住民の範囲の関係が問題となります。裁判所は、「環境影響調査が行われたということは、その範囲内で最終処分場の生活環境への影響があると判断されたということであり、そうであるとすれば、その範囲内に居住する住民については、本件最終処分場から排出される有害物質による大気汚染等によって、健康又は生活環境に著しい被害が生じる可能性がある」としています。そして、その判断の前提として、本件最終処分場の種類（管理型）、処分対象となる廃棄物の種類（廃石綿を含む）にも着目しています。

つまり、本件周辺住民に原告適格が認められたのは、本件最終処分場が管理型であり、特別管理産業廃棄物である廃石綿等が処分対象となっていたことも重要な要素と考えられるのであり、環境影響調査が行われた場合、常にその範囲内に居住する周辺住民に最終処分場の業の許可の取消について原告適格が認められるわけではありません。

質問の回答としては、「常に原告となる資格が認められることになるわけではない」ということになります。

(3) Q.3 中間処理場についても周辺住民によって業の許可取消請求が行われることがあるのか。

可能性としては否定できません。

本判決の射程がどこまで及ぶか、という問題ですが、本判例が判決理由中で示した判断は、最終処分場だけではなく、中間処理施設を含め、廃棄物の処理を行うことによって生活環境の保全上影響が生じる可能性のある施設について該当します。

そこで、中間処理場に対する業の許可が、生活環境保全上の見地から適正になされたものではない、という疑いがある場合には、周辺住民から許可取消の訴えを提起される可能性は否定できません。

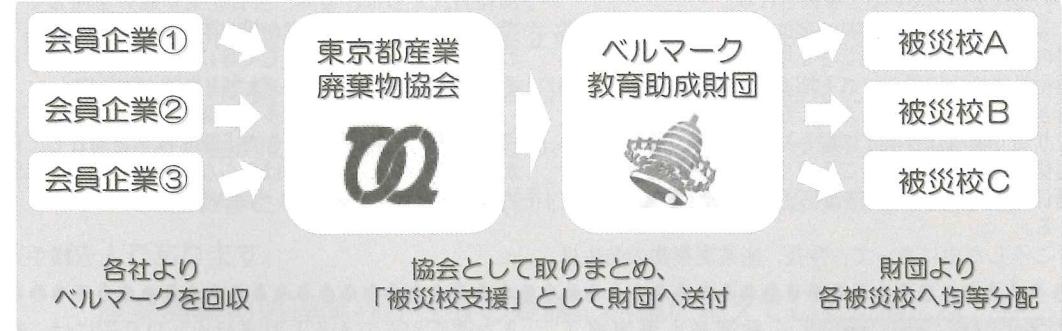
(一社)東京都産業廃棄物協会  
会員各位

平成26年12月

「ベルマーク回収による東日本大震災被災校への支援活動」  
ご協力のお願い

一昨年度に引き続き今年度も、当協会としてベルマークを回収し、東日本大震災による被害を受けた学校への支援を行います。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

□活動の流れ



□協会・会員企業のメリット

- 協会や各会員企業のHP上で、社会貢献としてのPRすることができます。
- ベルマーク教育助成財団HPでも協力団体として紹介されます。

□参加方法

下欄の点数表に必要事項をご記入の上、お手持ちの封筒に集まつたベルマークと切り取った点数表を同封し、下記までご送付ください。（送料はご負担願います。）

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会  
ベルマーク担当者 宛 (☎ 03-5283-5455)

□受付締切 平成27年2月末日

ベルマーク教育助成財団では2014年度「大震災被災校援助プロジェクト」として被災状況が深刻な岩手・宮城の沿岸部、原発事故の影響が続く福島の双葉・相馬地域を引き続き重点的に支援する方針を決めました。教材や設備品を贈ってきたほか、クラブ活動などでの移動に使うバス代の支援も広げていきます。



ベルマーク点数表

【点数： 点】

会社名：	ご担当者名：	連絡先(Tel)：
------	--------	-----------

**事務局だより** 今年もいよいよ12月到来である。なぜかせわしくなる時節である。当職としては、この4月から当協会にお世話になり、これまでとはまたひと味違う12月を経験中である。お蔭様で、な

んとかこの1年を乗り切れそうな感じもしてきた。まずもって、協会役員、会員企業の方に感謝を申し上げるとともに、いつもいつもフル稼働している事務局スタッフにも心より謝意を表するものである。

さて、現在、東京都知事の廃棄物処理業の許可を受けている事業者は、約1万5千社（人）である。うち、当協会会員企業は約600社となっている。

都内で発生する産業廃棄物約2,400万トンのうち、当協会会員企業で、下水道汚泥等を除く産業廃棄物の大半の処理を担っていると推測される。

しかし近年、ドライバーをはじめ人材の確保難や燃料の高騰など経営が厳しさを増す中、加えて、焼却処理や最終処分に係るコスト増や受入規制、再生碎石の行き場がいっこうに見えてこないなど、我々の業界を取り巻く環境は日増しに厳しくなってきていることが、関係諸氏等から漏れ聞こえてくる。当協会の委員会が過日調査したアンケートからも厳しい現実が伝わって

こうした中にあって、今後、産業廃棄物の発生は、

A horizontal row of 13 black spade symbols, each consisting of a diamond shape with a vertical line through it. This visual representation serves as a placeholder for a hand of 13 cards.

高度経済成長期の建造物が更新時期を迎えるに伴い、大規模地震等に備えた建替え需要が加速化し、急増していくことが予測される。また、ここ数年の間、東京五輪開催に向けた再開発等により一時的な増も見込まれる。

このように、産業廃棄物が明らかに増えていくことが予測される中、関係法令を遵守し、適正処理や資源循環率を高めていくことは当然の前提として、やはり一番大事なことは、業界、会員企業の生産性が上がることである。生産性が上がらなければ、静脈産業を担う業界の存立基盤そのものが揺らぐことになりかねない。当職の生活の糧も会員企業の貴重な会費で賄われている。

現下の厳しい状況を乗り切っていくため、前述の関係諸氏からは、業界、会員企業が思いを同じくして、適正な原価のあり方や排出事業者に厳しい現実をわかってもらうための手立て等について、一緒に考え、そして行動していくことが大事との言が胸を突く。

今年は貴重な経験を数多く経験させていただき、普段の業務にも少し慣れてきた。来年は事務局として何が問われ、何をしなければならないのかを十分心に留めながら、業務を進めていきたい。

（横手）

きな改正があるかもしれません。11月末には、総務委員会・法制度検討委員会が2日間に渡り開催されました。内容については本誌でも取り上げています。皆様におかれましても、それぞれにご意見があることと想います。何かございましたら、協会・事務局へお申し出下さい。関係者の総意が循環資源社会構築完成への基礎的要素になると想います。

本年も広報活動に対して、多大なご支援を頂戴しました。御礼申し上げます。どうか、皆様におかれましては良い年をお迎え頂けるよう、広報委員会一同、祈念いたしております。

(乙類)

## 入会のご案内

## ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7F

TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

とうきょうさんぱい 2014 第292号

発行人 高橋俊美  
企画・編集 広報委員会  
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-1  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail; [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)  
印 刷 皆川美術印刷株式会社

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上

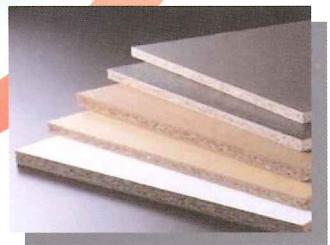


不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等  
に使用

パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



## 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方をして下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私達は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます